## 港湾の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定に関する公告

港湾法(昭和25年法律第 218号)第37条の11第2項の規定により、次のとおり港湾の区域及び物件を指定したので公告する。

なお、詳細は関係図面のとおりとし、当該関係図面は、港湾法施行規則(昭和26 年運輸省令第98号)第3条の10の規定により、指定区域周辺に掲示する。

関係図面は、富山県土木部港湾課及び富山新港管理局において縦覧に供する。 令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 指定する区域及び指定物件
  - (1) 指定区域
    - 二級河川内川(東橋から万葉線内川橋梁まで)、内川整理場、堀岡船だまり 泊地、堀岡泊地、堀岡3号物揚場前面泊地、新湊マリーナ、海老江船だまり泊 地
  - (2) 指定物件

港湾施設の占用又は使用許可を得ていない船舶及び係留設備(係船杭、係船環、ロープ等)

2 指定の適用の日令和2年9月25日